「ガイドライン」及び「課長通知」改正案に係る施行時期について

令和６年１月23日（火）
第104回公文書管理委員会

資料２－１

【前回の委員会までの振り返り】

○新システム整備を見据えた「ガイドライン」及び「課長通知」の見直しイメージを提示。
（⇒その後、「ガイドライン」の見直しイメージについては、パブコメを実施（R5.8.8～R5.8.25））

【今回の委員会（R6.1.23）】

○① 「ガイドライン」及び「課長通知」改正案（令和６年４月１日施行）、
② 新システム整備を見据えた「ガイドライン」及び「課長通知」の「見直しイメージ」について、今委員会に報告。

①新システム導入を待たずに実現可能な事項については、令和６年４月１日施行予定。
それらを反映したガイドライン及び課長通知（改正案）を今回の委員会で報告、決定予定。
それを受け、今年度中に、各行政機関の行政文書管理規則も改正予定（※本年３月に開催予定の委員会において諮問予定）。
（例）・「歴史的緊急事態」に関する留意事項の追記、標準的フォーマットの明記、移管事務の簡素化
・「３年以下文書（RS確認と廃棄協議のタイミングをあわせる）」及び「まとめ直し」の扱い（※）
（※EASYの改修が整い次第、各行政機関に具体的な施行時期について通知（※R7年又はR8年の４月を想定））

②令和８年度に整備予定の新システム導入にあわせて改正する事項（例：メタデータ管理、別表統合）については、
新システム整備とあわせて施行予定。

【来年度以降のスケジュール】
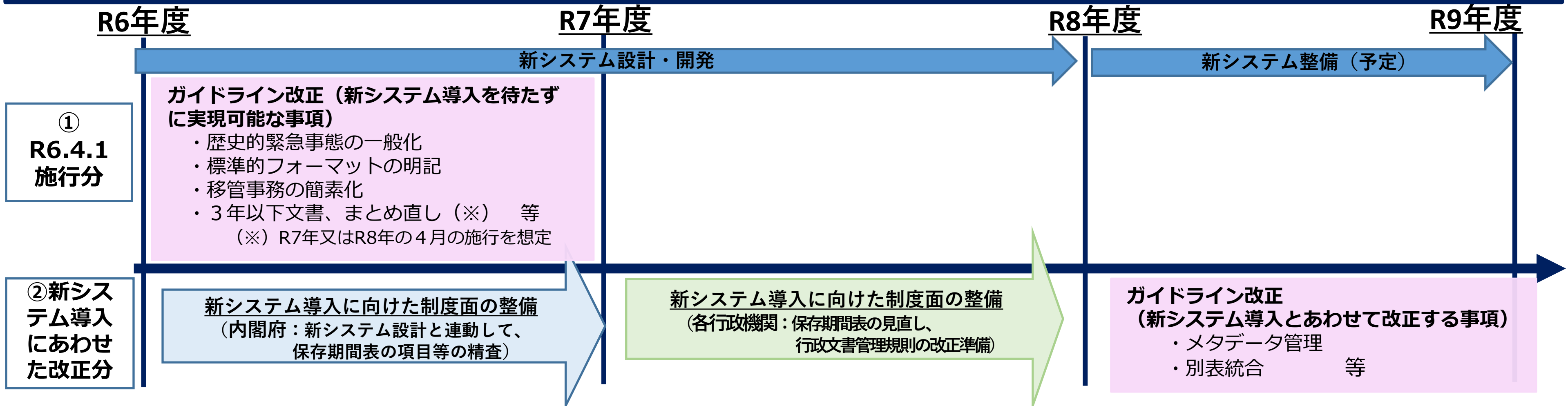
令和６年度：新システムの設計の検討とあわせて、内閣府において「保存期間表」の項目、記載内容等の精査。
令和７年度：各行政機関においては、上記検討を踏まえた「保存期間表」の見直し、行政文書管理規則の改正に向けた準備。